

### 3. 残留農薬基準

#### (1) 残留農薬についての基本的な考え方

食品に残留する農薬については、国内だけでなく海外から輸入される食品も含め適用される国の基準値があります。ポジティブリスト（原則禁止の中で、禁止していないものを一覧表に示す）制度の運用により、すべての農薬が規制されており、この基準値内の食品であれば、残留農薬による健康への影響は見出されません。あわせて食品に残留する農薬は、農水畜産物の生産段階において、適正な使用や管理を行えば、残留基準を超える心配はありません。また、基準値を超えたものは基本的に市場に流通しない仕組みになっていることから、国の基準値を適用します。

コープでは国の基準値の順守とあわせ、出来る限り農薬の使用が少ない商品を供給するため、農薬を適正に使用し、その使用状況を確認できる仕組みづくりを生産者とともにすすめます。

#### (2) コープでは「コープの産直（グリーン・プログラムを含む）」商品について、産直産地との協同を柱に取り組みをすすめます。

- ① 「コープの産直（グリーン・プログラムを含む）」商品を中心に、生産者団体、コープ商品製造委託取引先などと協力して、生産から消費までの一貫した安全・品質管理を行い、安心できる商品の供給に努めます。
- ② 仕様書などを使用し、取り扱い商品の管理をすすめます。
- ③ 農産物の生産にあたり、農薬取締法に基づく農薬使用基準を順守して農薬を使用していることを重視します。「適正農業規範（GAP）」の取り組みを生産者とともにすすめます。

#### (3) 基準に適合していない場合の商品対応

自主的な検査の結果	商品対応方法
食品衛生法に基づいて定められた残留農薬基準に適合していないもの	商品検査センターなどからの連絡があった場合、その商品の取り扱い業態の本部長の責任のもとに商品取り扱い停止などの判断と対応を行い、関係者への必要な報告をします。*

\*取り扱いを再開する場合は、農薬使用状況を調査し、残留農薬検査を実施します。